

論文の和文要旨

論文題目	江戸時代における大名改易に関する基礎的研究 —徳川将軍権力再考の試み—
氏名	ヤン イクモ 梁 益模 (YANG IKMO)

本稿は、徳川幕府の大名対策の中で一つであった、改易の本義を明らかにし、それを基礎として、将軍と大名の関係を大名の改易処分から考察することを目的にする研究である。従来の研究では、改易を、幕府権力の強大性・専制性を表す行為として定義されてきた。しかし、改易の本義である「改易ハ身分動候故重キ儀にて大小ハ御渡し宿へ罷帰り早速屋敷引払然共先々罷在候場所ニ御構ハ無之哉之事」に照らし合わせてみると、従来の研究において適用した定義があまりにも広義に適用していることから改易ではないことすなわち収公までも改易として扱っていることが分かる。本研究ではこのような定義の誤りを訂正し、改易の本質を明らかにした上で、徳川将軍権力の再考を行いたいのである。

まず第一章では、従来の大名改易に関する研究を二つに分けて整理する。一つは、改易を大名の統制策としてみなして、徳川将軍権力の専制性を主張する研究で、もう一つは、改易を大名の統制策として扱うことに対して疑問を提示する研究である。

第二章では、江戸幕府の官撰史料である『徳川実紀』を分析した結果、大名の領地没収の事例総一八六件、その中で「世嗣問題」が原因で領地を没収された大名は八〇件、その他「不行跡・御家騒動・発狂・法律違反など」が一〇六件であることがわかった。

幕府が大名の領地を取り上げる際に使った表現が「収公・没収・召し上げる」と「改易・配流・切腹・預ける」に区分されていることが明らかである。これら二つの分類の使い方は、各々組み合わせで使われていた。すなわち、「所領二万石収公せられ改易せらる」また「収公・配流」などと記録されていることは、収公と体表される領地没収に関する処分と「改易」などの処罰は同じ意味を表わす表現ではなく、「改易・配流」などは「収公」という領地を没収する処分と一緒に下した刑罰の表現であったと思われる。

さらに、頻繁に行われていたとされる大名の改易はわずか五件に過ぎなかったのでは

る。一方、大名の事例で五件であった「改易」は旗本の事例で四十二件も登場している。旗本が「改易」される原因は①不行跡（刃傷及び喧嘩）②軍法、③勤務不良、④虐政、⑤その他（犯人隠匿、家騒動、連座）と分類できる。これらの原因は大名が「収公」される際の原因と一致し、原因から「改易」と「収公」を区別するのは出来ないが、対象すなわち、大名か旗本かによって幕府が処罰の差を置いたと考えられる。

結果、次の三点を指摘しておきたい。

第一に、従来改易として扱われてきた事例は五件を除く、幕府が領地を収めた事例を改易として拡大解釈していたことである。幕府は大名の領地を没収することと「改易」を行うことを区分してしたことと思われるのである。第二に、幕府は大名の領地を没収する際、それと共に「改易」に処するか「配流、流刑、逼塞、籠居など」に処するかを明らかにしていたことがわかった。すなわち、大名に非がある際には領地を没収するのが基本的処理であって、それに加えていくつかの刑罰を一緒に下したことである。

なお、「改易」という処罰を下された大名は、寛永五年の別所吉治の事例が最後であったことから、大名に対する「改易」処分は徳川幕府政権確立期にだけ行われた処分であったことを思われる。それ以外に「改易」として記述されたのは旗本が対象であった。第三に、従来の改易の原因として最も多いとされていた「世嗣問題」によって改易された大名は、すべて「改易」と表現されていないことが明らかになった。とくに、注目すべき点は、無嗣による収公で御家断絶になった大名家は寛永期以降に急激に減り、大概の家が減封処分で大名家として存続するか、旗本化され存続される優遇措置が行われたことである。世嗣問題以外の理由で収公された大名の事例からも断絶より存続の事例が多いことは、世嗣問題による収公と同じく、家の存続を優先したことがいえる。しかし、寛永期までには大名の不行跡・法律的違反の処分にも御家断絶の処分が他の時期より多かったことは、政権確立期までの幕府の厳しかったことは否定できないことである。

第三章では、「江戸幕府日記 - 姫路酒井家本」を分析対象に、寛永八年（一六三一）～慶安四年（一六五一）の間に行われた大名の領地没収と旗本の事例を合わせて分析を行った。「幕府日記」の分析を試みた理由は、第二章で分析を行った『徳川実紀』が編纂史料あり、史実の信憑性が問われることに対して、当時代に記録した「幕府日記」の分析により、拙稿が主張する論証の正しさを立証するためであった。分析の結果は、『徳川実紀』の分析結果と同様、幕府が大名の領地没収は「改易」として扱っていなかったことであった。

なお、大名家の存続を図る幕府の姿勢は、【表4】 [4番]京極忠高・[12番]杉原重長の事例からわかるように、大名家の存続を重要視することであった。この二つの事例からは、幕府が表向きでは末期養子を認めないことをはっきりしながらも、一方では先祖・自分の奉仕を理由に大名家を存続させる措置を取っていたことが明らかである。つまり、世嗣問題による「収公」では寛永期から末期養子が認定されたともいえるのである。

また、「幕府日記」からも「改易」と記されている事例はあるが、それらは『徳川実紀』と同様、旗本を対象にしたことであった。すなわち、「改易」という幕府の処分は大名身

分では稀に下した処分であり、主に旗本身分に下された処分であるということが『徳川実紀』に続き「幕府日記」からも明らかになった。

「幕府日記」検討のもう一つの理由である『徳川実紀』の史料価値の補完であるが、「幕府日記」の記述内容と『徳川実紀』の記述内容を比較した結果、『徳川実紀』は編纂史料であるという弱点を持ちながらも、「改易」「収公」の記述に関しては原史料を忠実に引用するなど、かなりの信憑性があることが確認できたのである。

第四章では、幕府の「収公」処分を周辺の人々どのように認識していたかを検討した。幕府は大名の「収公」事実を、在藩の大名たちには老中奉書として、在府している大名たちには江戸城でその事実を申し渡すことであったのが明らかになったこの際に、幕府は「召し上げ」と「収公」として処分を下している。

しかし、幕府の「収公」処分を周りの大名または、家来たちが「改易」として伝えることがたまに表れる。例え、細川忠利が息子光尚に送った書状には生駒忠俊の「収公」を「改易」として認識しているが、他の大名に関しては「身上相果」と表現していることがわかる。なお、旗本の処分については一貫して「改易」という表現を使っていることがわかる。つまり、改易と収公は区分して使いながらも、生駒高俊の件では、「改易」として認識していたことは、「収公」全体を「改易」として認識されたとは考えにくく、事件そのものに関する細川家の判断によって細川家に「改易」としての認識を与えた可能性があると考えられる。

一方、他家の人間（永井直清・筒井正信・久貝正俊・曾我古祐）と交した書状では、同じ生駒忠俊の処分に関する内容が「収公」と幕府の処分表現と一致していることがわかる。これは、当時幕府が大名に関しては「改易」と処分するのを控えていたことを踏まえての行動ではなかろうか。福島正則の件に関しても、城請取に派遣された上使が幕府の見解を代弁して申し渡した内容ではなく、案内役である竹中重義の使いが広島藩の人々に福島正則の収公事実を伝える際に「改易」として伝えたこと加藤忠広の「収公」事例では、『寛明日記』の記録者が紀伊巫相・水戸黄門との対話で「改易」を使う時、わざわざ「私ニ曰」という表現を使いながら加藤忠広の件を「改易」として表現したのは、幕府の意図または公式的立場とは背く表現であることを著者自身も承知した上で、述べていることであると推測できる。したがって、当時代の人々も「改易」が重い処分であることを承知した上で、また、幕府が「改易」という表現・処分を控えていることを承知の上、「収公」を「改易」として述べていたと思われるのである。

第五・六章では、第二・三・四章で明らかにした、「改易」の定義および幕府の大名家存続に対する意図を個別事例を用いて確認する章である。

第五章では、寛文四年に起きた米沢藩上杉家の「収公」事例を取り上げ、分析を行った。上杉綱勝の死亡により御家断絶に処せられた上杉家は、甥である吉良三郎を養子に迎え名跡を継がせた。この過程で、養子願は末期養子として扱われ、幕府の許可を得ることができなかったが、幕府は「久敷家ニ候間」と上杉家の家筋を理由に断絶ではなく、

減封（削封）処分を下した。第三章で指摘した通り、末期養子の禁が寛永期から融通性を持っていったことが、この上杉家からも確認できたのである。上杉家の事例が寛文四年であることは、末期養子が公式的に認められるようになった慶安四年より後の出来ことであるが、「幕府日記」から推測してみると、「末期養子ハ大小共雖不被立之」でもわかるように、末期養子が完全に定着している時期であったとは言い難いのである。しかし、幕府は上杉家が綱勝生前に保科正行に養子願を頼んだことと由緒ある家であることをあげ、十五万石の削封処分を下したである。このことは幕府が大家の伝統を重視し、且つ大家が行った一連の動きに目を配る様子も見られる。

したがって、幕府が大名に対して一方的な力の優位に立ち「改易」を行ったとは言い難い。むしろ、大家を生かせることを常に念頭においていたことを指摘しておきたい。

第五章が、世嗣問題が原因になって「収公」処分を受けた事例であれば、第六章の松本藩水野家の「収公」事例は、世嗣問題以外が原因で「収公」処分を受けた事例である。松本藩の六代藩主水野忠恒は、享保十年七月、殿中で毛利藩の嫡男毛利主水師就を切りつける刃傷事件を起こし、「収公」処分を受けた。この過程では、当時目付であった酒井忠術が「改易」処分を受けることになった。それは、忠恒の殿中での刃傷事件当時、事件の収拾を間違ったことから下された処分である。一方、事件当事者である忠恒は、六万石を「収公」され、家は叔父である卯之助に継がせる処分を受けた。この事例からも明らかになったように、「改易」の対象は旗本であった。第二章でも指摘した通り、大名を対象にした「改易」は寛永五年、別所吉治が最後であることから、この事件が起きた享保期では、すでに「改易」は旗本が対象であったといえるのである。

以上のように、幕府（将軍）と大名の権力関係は将軍の一方的な権力の振舞ではなく、大家との共存を考えた協力体制であったと考えられる。

なお、「改易」の定義は「公事方御定書」の通り、武士身分をはく奪する処分であると規定することができる。また、幕府が行った大名の「改易」は寛永五年を最後に見られなくなったことは、江戸幕府の政権初期に政権秩序を立て直すために、大名にも厳しい処分を下したが、その後は、「改易」のように厳しい処分はしなくなったことが明らかである。